

2015年3月23日

東京証券取引所

「コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備について」 パブリックコメントへの意見

一般社団法人 スチュワードシップ研究会
代表理事 木村祐基

今般、金融庁・東京証券取引所のご努力により、コーポレートガバナンス・コード（以下コードとします）が策定され、東京証券取引所の企業行動規範に採用されるに至ったことを高く評価するものです。今後、すべての上場企業がこのコードを着実に実施されることを期待しております。こうした観点から、以下の3点についてご検討をお願いします。

1. 取引所の案では、企業がコードを遵守している場合には、定められた11項目以外は、特に記載をしなくてよいことになっています。しかし、企業が「遵守していない」原則以外何も記載していない場合、書かれていない原則については補充原則を含めて完全に遵守しているのか、あるいは基本的な原則を遵守しているだけであるのか、必ずしも明確ではないと思われます。投資家としては、企業がコードを遵守している場合でも、どの程度のレベル・内容で実施しているのかを確認・評価したいと考えます。従って、企業に対しては、実施しているすべての原則について、投資家に開示・説明するように促すことを期待します（記載箇所の参照でも可）。このように開示することは、企業がすべての原則について自覚をもって取り組んでいただくためにも、また投資家が各企業のコードの実施状況を正しく評価して対話を促進するためにも、有意義なものと考えます。
2. 取引所案では「コードを実施しない場合」にその理由を説明することとなっています。ここで「コードを実施しない場合」とは、企業が意図してコードの一部の原則を実施しない場合と解釈です。その場合、将来実施する意思はあるが、現在はまだ実施できていない原則については記載・説明する必要がないこととなります。それでは、コードの各原則を実施している企業と、まだ実施できていない（将来実施する意思はあるが）企業との見分けができないこととなりますので、ここは「コードを実施していない場合」にその理由を説明する、とすべきではないかと考えます。
3. コードの実施の拡大と定着のため、コードの実施および開示のベスト・プラクティスの企業を表彰する制度を設けることを提案します。

以上、ご検討いただきますようお願いいたします。